

広島経済大学経済学会

2006年度 第6回研究集会〔2006年11月30日（木）〕報告要旨

芥川龍之介編『近代日本文芸読本』と大正・昭和前期の国語教育

武 藤 清 吾*

1 はじめに

文学を読む授業が成立して既に100年以上の年月が経過した。しかし、読みの授業の問題点としていまだに克服できていないことに、授業者の作品分析や解釈を学習者に伝達し、作品の理解を深めるという授業形態が多くの国語教育で採用されていることがある。

文学を読む授業の意義は、学習者が文学作品を自由に読み、心を開いて想像の翼を広げることで、自らの読みや思考を深め学力を育てることにある。国語教師であるなら、このことにおそらく異論はないであろう。しかし、実際の教室で行われている授業は、授業者の作品分析や解釈を学習者に伝達するというものである。また、最初から授業者の作品解釈を学習者に押し付けるだけでは授業として成立しないので、学習者が様々な思考を経て最終的に授業者の狙う作品解釈に持ちこむ指導技術が生まれてくる。

しかも、この授業者の作品解釈が「正解」として流通し、評価テストの基準にもされる。ここから「正解」と考えられる見解に導くことが国語の授業であるという根強い呪縛が生まれてくる。自由に読んでいいはずの文学を読む授業が、いつのまにか「正解」を探りあう授業に変質するのである。

これは国語教育の単なる指導や授業形態の問題ではなく、深い歴史性を帯びた問題である。

2 文学を読む授業の歴史性

* 広島経済大学経済学部助教授

(1) 現行学習指導要領の国語科の目標

文学の読みの授業で作品の主題などの解釈を学習者に伝達する形態は、文学の読みの授業が歴史的に内包してきた根強い伝統に起因している。それを明らかにするために、文学の読みの授業が教育法令で規定されてきた歴史的経緯を見ておきたい。

まず試みに、現場への影響の強い現行の学習指導要領の記述を確認する。

1999(平成11)年3月に告示された現行高等学校学習指導要領には、「第1章 総則」の「第1款 教育課程編成の一般方針」第2項に道德教育に関する方針が記述されている。まず各学校の義務として「生徒が自己探究と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、「各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行う」ことを掲げている。

そのうえで、具体的な目標として「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生かし、「豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこと」を求めている。

さらに指導上の留意点として「自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う」指導を配慮することを求めている。

国語科全体及び国語総合では、「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる」ことが「目標」として設定されている。

現代文の科目としての目標は、「近代以降の様々な読む能力を高めるとともに、もの見方、感じ方、考え方を深め、進んで表現し読書することによって人生を豊かにする態度を育てる」が掲げられている。

1998(平成10)年12月に告示された中学校学習指導要領の国語科全体にわたる目標は、高等学校と共通になっている。中学校の場合は、読むことに関する目標として、第1学年に「様々な種類の文章を読み内容を的確に理解する能力を高めるとともに、読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」、第2・3学年に「目的や意図に応じて文章を読み、広い範囲から情報を集め、効果的に活用する能力を身に付けさせるとともに、読書を生活に役立て自己を向上させようとする態度を育てる」が掲げられている。

以上の現行学習指導要領の目標に共通する特徴は、文学を読むことに関する教育活動は、結局のところ、豊かな心を育て幅広い考え方を身につけた人格を育てることにあるということである。しかも、これは総則の道德教育の人格形成論と見事に符合している。自己を見つめ豊かな心を育て、国家・社会の一員としての自覚のある人間としての在り方生き方を身につけた主体性のある日本人を育成するという道德教育の目標との類似性は明らかである。

この発想からは、文学を読み、非日常的な体験の楽しみや他者や出来事を想像する喜びを得るといような目標は立てられようがない。文学を読む授業で学習指導要領が目指すのは、豊かな心を育て幅広い考え方を身につけた人格を育てるとい人格形成である。そのためには、環境への配慮や国際的な課題、人権問題など、人格形成のために必要な知識や考え方の習得も必要である。限られた授業時間で、文学を自由に読み、納得がいくまで話し合うような余裕はない。評価テストのことや学年末評定まで考えると、授業者の作品分析を効率よく理解させる授業に陥りやすい。したがって、授業者は文学の主題を学習者に効率よく伝達する指導技術が求められ、学習者は授業者が提示した課題を的確に解決していく態度や意欲のある人格を形成することが期待されるのである。

(2) 明治、大正、昭和前期の国語科の目標

では、国語科が成立してきた明治末から大正、昭和前期の国語科の目標はどうであったか。国語科自体の成立は1886（明治19）年の「中学校令」へと遡るが、現代文を読むということが法令に登場するのは1901（明治34）年の中学校令及び施行規則からである。

各時期の法令のうち、現代文を読むことに関する教育法令の変遷を見ておきたい。

1901（明治34）年の中学校令施行規則では、第三条に「国語及漢文」科の目標と内容について次のように記されている。（引用にあたり、漢字は現代表記に改めた。）

第三条 国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要、国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クヘシ

「文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スル」という文言に、文学を読む授業

に人格形成を求める芽がすでにある。

1911 (明治44) 年の「中学校教授要目改正」では、「国語及漢文」科は「国語講読・漢文講読・作文・文法及習字ノ五分科トス」と定められ、そのうち毎週4時間配当の「国語講読」の内容と目標、教材 (事例は第一学年のもの) を次のように規定している。

国語講読ノ材料ハ普通文ヲ主トシ口語文・書牘文・韻文ヲ交フノ普通文ハ現代文ヲ主トシ近世文・近古文ヲ交フノ何レモ平易ニシテ作文ノ模範トスヘキモノタルヘシノ口語文ハ簡明ニシテ方言ヲ雑フルコトナク口語ノ標準ヲ示スニ足り話方・作文ノ模範トスヘキモノタルヘシノ書牘文ハ平易ニシテ繁縟ニ失セス日用書牘文ノ模範トスヘキモノタルヘシノ韻文ハ新体詩・短歌・今様・俳句等ニ互リテ格調高雅ナルモノタルヘシ

右諸種ノ文章ハ我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ道義的観念ヲ涵養スルニ足ルモノ、忠良賢哲ノ事蹟ヲ叙シ修学ニ資スヘキモノ、文学的趣味ニ富ミ心情ヲ高雅ナラシムルニ足ルモノ、又ハ日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルヘシ

国語講読 毎週四時

読本ハ尋常小学読本トノ連絡ヲ図リ現代文ヲ主トシ口語文・書牘文ヲ交ヘ間々韻文ヲ加ヘテ組織セルモノタルヘシ但シ現代文・口語文ノ種類ハ記事文・叙事文トス読方及解釈 発音ヲ明確ニシ句読ヲ正シクシ仮名遣、漢字ノ字画・用法及語句・文章ノ意義ヲ領得シテ全文ノ大意ヲ把握セシメ文意・文勢ヲ誦読ノ上ニ表サシメ材料ニ応シテ文章ノ妙味ヲ玩味セシメ布置・結構ヲ説明シテ思想排列ノ法ヲ知ラシムヘシ

この「中学校教授要目改正」が「国語及漢文」科により明瞭に人格形成と道徳を求めたことは、「右諸種ノ文章ハ我国体及民族ノ美風ヲ記シ国民性ヲ發揮スルニ足ルモノ、健全ナル思想ヲ述ヘ道義的観念ヲ涵養スルニ足ルモノ、忠良賢哲ノ事蹟ヲ叙シ修学ニ資スヘキモノ、文学的趣味ニ富ミ心情ヲ高雅ナラシムルニ足ルモノ、又ハ日常ノ生活ニ裨益シ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルヘシ」という文言によく表れている。道義的観念、高雅なる心情、常識のある人格を形成することを求めているのである。

1919 (大正8) 年の「中学校令中改正」の「第一条」では、「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ養成ニカムヘキモノトス」

と、「国民道徳ノ養成」が入れられた。

「中学校令中改正」に合わせた同年の「中学校令施行規則中改正」では、各科目での「国民道徳ノ養成」の恒常的な配慮が求められている。

第一条ノ二 中学校ニ於テハ中学校令第一条ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ国民道徳ノ養成ニ関連セル事項ハ何レノ学科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス各学科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益センコトヲ要ス

1931（昭和6）年の「中学校令施行規則中改正」では、第一章に「生徒教養ノ要旨」と「教養」という文言が現れることに気づく。教科名も、「国語漢文」科となった。

尚、「教養」という語が「教養する」という動詞として表れることも重要である。これは、現在の名詞化した「教養」という語が当時は動詞として使用されていたことを示している。この事実は文学と教養をめぐるきわめて重要な意味を持っているが、本稿では、この語を生み出した和辻哲郎の使用法よりきていることを筒井清忠『日本型「教養」の運命』（岩波書店、1995年5月30日）が指摘していることのみ報告しておきたい。

第一章 生徒教養ノ要旨

第一条 中学校ニ於テハ中学校令ノ旨趣ニ基キ小学校教育ノ基礎ニ拠リ一層高等ノ程度ニ於テ道徳教育及国民教育ヲ施シ生活上有用ナル普通ノ智能ヲ養ヒ且体育ヲ行フヲ以テ旨トシ特ニ左ノ事項ニ留意シテ其ノ生徒ヲ教養スベシ

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ学校教育ノ全般ヨリ道徳教育ヲ行ハンコトヲ期シ常ニ生徒ヲ実践躬行ニ導キ殊ニ国民道徳ノ養成ニ意ヲ用ヒ我が建国ノ本義ト国体ノ尊厳ナル所以トヲ会得セシメ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシメンコトヲ期スベシ

第七条 国語漢文ハ普通ノ言語、文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ発表シ文字ヲ端正ニ書写スルノ能ヲ得シメ国民性ヲ涵養シ文学上ノ趣味ヲ養ヒ知徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ平易ナル近古文ヨリ簡易ナル上古文ニ及ボシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ実用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ

学校教育全体に道德教育が重視され、国民性の涵養、知徳の啓発が国語の目標として提示されている。それが「教養」という文言で包括されている。つまり、「教養」というのは道德を含んだ人格形成の概念として提示されているのである。

同年の「中学校教授要目改正」にも、「国語講読」の目標として次のように掲げられている。「教養」という概念が明示されていると言って差し支えない。

国語講読ハ読方及解釈、話方・暗唱・書取ヲ課シ其ノ材料ハ総テ文章ノ模範タリ而シテ国体ノ精華、民族ノ美風、賢哲ノ言行等ヲ教シ以テ健全ナル思想、醇美ナル国民性ヲ涵養スルニ足ルモノ、文芸ノ趣味ニ富ミテ心情ヲ高雅ナラシムルモノ、日常ノ生活ニ裨益アリ常識ヲ養成スルニ足ルモノ等タルベシ

1943（昭和18）年の「中等学校令」及び「中学校規定」では、「国語」科は「国民」科の一部に改編され、「修身」「歴史及地理」とともに一科目となった。その目標は、「中等学校令」の「皇国ノ道ニ則リ」、「国民ノ練成」のための「国民精神ノ涵養」とされた。

中等学校令

第一条 中等学校ハ皇国ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ国民ノ練成ヲ為スヲ以テ目的トス

中学校規定

第三条 国民科ハ我が国ノ文化並ニ中外ノ歴史及地理ニ付テ習得セシメ国体ノ本義ヲ簡明シテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシメ実践ニ培フヲ以テ要旨トス

このように、明治末から大正、昭和前期の教育法令に示された「国語及漢文」科、「国語」科の目標、「国語講読」の目標が、知徳の啓発から道義的観念、高雅なる心情、常識のある人格そして教養のある人格、国民精神へとその内容を拡充しながら推移したことが明らかとなる。

現行学習指導要領と大正、昭和前期の教育法令に掲げられた国語、文学を読むことに関する目標は、大同小異である。国語科100年の目標のうち、少なくとも文学を読むということに関する目標は連続している。つまり、国語科は成立の当初から人格形成や教養を身につけさせることを中心目標とする教科であったのである。

早くに、この問題に気づき、国語教育について積極的に発言してきた近代文学研

究者の石原千秋は、『国語教科書の思想⁽¹⁾』で、国語教科書の「定番教材」とされる『羅生門』『山月記』『こころ』『舞姫』が「『エゴイズムはいけません』といういかにも道徳的なメッセージを教えることができる教材」であることを取り上げ、「戦後の学校空間で行われる国語教育は、詰まるところ道徳教育なのである」と指摘する。

教育法令の歴史的変遷が示しているのは、人格形成をめざす教養の中でも道徳的要素の比重が大きいということである。その意味では、国語科は道徳教育の科目ということであるというのも首肯できる見解である。石原は「道徳を「これが国語ですよ」と言って、あたかも道徳でないかのようにこっそり教えることは、見えないイデオロギー教育だと言える。イデオロギー教育が悪いとも言わない。それを見えない形で行うのが罪深いと言いたいのだ」と言う。しかし、歴史が教えているのは、「あたかも道徳でないかのようにこっそり教える」のではなく、国語科には、もともと教養主義と道徳教育が刷り込まれているのである。石原の言に従えば、「国語という教科は道徳教育を堂々に行っている」のである。

こうした国語の持つ道徳性に気づいた国語教育実践家は、単元学習を志向して実践を積み重ねたり、文学教育の目標・評価論、内容論、方法論を鍛え、豊かな実践を積み重ねてきた。本稿では、その詳細について報告する余裕はないが、石原の議論ではこの点が欠落していることが気がかりではある。

その意味で、単元学習や文学教育は国語教育に纏りついた教養主義や道徳性を乗り越えていく力強い実践である。しかし、現実には学校教育の競争主義や評価万能主義、教育労働の多忙化の壁に阻まれているのが現状である。また、「総合的な学習の時間」が設けられたことを契機に、国語科と「総合的な学習の時間」の接続的経営の議論も生まれたが、国語科と「総合的な学習の時間」の両者が曖昧化する問題も生じている。

尚、本稿の議論からはやや逸脱するが、歴史的に国語科に配当された時間数にも注意を要する。現行の学習指導要領の国語配当時間は歴史的に見ても余りにも少ない。国語科が成立した明治期は、おおよそ6、7時間、大正期は5～8時間、昭和前期でも6、7時間である。現行は、中学校1年が4時間、2・3年が3時間、高等学校は必修国語総合（1年）が4時間、2・3年の現代文・古典がそれぞれ通算で4時間である。このことに関しては、機会を改めて論じたい。

(3) 国語科の性格

現代は、国際的な視野で国語科を考える必要がある時代になっている。その背景として、外国人留学生や日本人留学生の増加、国際化時代の情報流通ということが

指摘されるが、問題はそれほど単純ではない。国語は、日本語を教え学ぶ教科である。その言語経験から思考力や想像力を育てる。しかし、実際は日本文化や伝統を学びながら教養を身につけさせ道徳を教える教科になっている。国際化の進展に伴って、国語という教科のイデオロギー性が透けて見えるようになってきたということである。そのことが典型的に示された事例を二つ見ておきたい。

一つは、外交官である父親の赴任地の日本人学校で獲得した標準語の日本語と国内で流通する日本語との食い違いに違和感を抱いた一人の少年の複雑な生育過程を描いた『小森陽一、ニホン語に出会う』⁽²⁾である。小森は、言文一致ではない日本語への違和感、「吾輩は猫である」で批判される日本人が自明化する文化的・社会的な暗黙の了解事項に対する違和感、国語教科書の内容のなさつまらなさ、「段落分け」や要旨のまとめ、「学習の手引き」という理解に苦しむ国語の授業、さらにそれらに「正解」があり、教師が提示するという分からなさなど、「国語」が「いったい何をやっているのかが、私にはまったくのみこめなかったのです」と述懐している。そして、その後の自身の高校や大学での文学との出会い、アルバイト教師時代の「国語」経験、テキストの構造分析についての確信などを語りながら、自分自身の言語経験をもとに「「ふつうの日本人」や「ふつうの日本語」という幻想から、私たちが自由になり、各自の個別的な言語実践を肯定できるようになることを心から願っています」と述べている。

この事例は、小森のような帰国子女だけの問題ではなく、日本語という言語を学ぶすべての人々に共通する課題であることを示している。今日の国語教育の隘路を解決する糸口となっている。

もう一つの事例は、リービ英雄という日本文学研究者、日本文学作家の発言である。

リービも父親が外交官であったため少年時代を台湾、香港、日本で過ごし、現在は日本語で表現活動を行なっている。リービは「なぜ日本語で書くのか」と問われ、「日本語で書く必然性」を次のように説明する。⁽³⁾

「小説に限らず日本語で書くもう一つの理由がある。ごく単純に言えば、書けないと思われるから書く、ということだ。ぼくの中にもそのようなはずみがある。日本語で書くという行為が、国籍＝人種＝言語＝文化という常識、左翼、右翼、モダン、ポスト・モダンを問わず、依然として日本の知識人を宰領している常識に対する小さな反抗になればいい、という気持ちも抱いている。／その常識にはじめてぶつかったのは、日本文学を日本語で読みだした十八か十九のころだった。新宿風月堂に出入りしていた昭和四十四年か四十五年のある日、となりの席にいた日本人

がぼくが持っていた『金閣寺』を指して、「これ、日本語で読んでいるの。」と尋ねてきた。「はい。」と答えたぼくの顔を、モーツァルトに夢中で、モーム、クレアム・グリーン、アイリス・マードックなどの名前ばかりを言い散らす日本人がいぶかしそうに眺めながら、「でも、それは、あなたのことばじゃないし、あなたの文学じゃないでしょう。」と言ったのだった。後で知ったことだが、「コンプレックス」という心理学用語には「固定観念」の意味もあるらしい。」

小森もリービも日本人を支配している常識を問題にしている。その常識は、すでに述べてきたように人格形成をめざし教養を身につけさせる「国語」教育に一つの根があった。

では、国語が人格形成をめざし教養を身につけさせることを目標とする教科ではないとしたら、いったい何を教え学ぶ教科なのか。その問いに示唆を与えるものに芥川龍之介編『近代日本文芸読本』がある。

3 芥川龍之介編『近代日本文芸読本』というカノン

(1) 『近代日本文芸読本』の発刊の経緯

日本の国語教育制度が整備拡充される1900年頃から30年前後にかけて、旧制中等学校国語読本、副読本、文芸読本が多く刊行された。国語読本は、先に見た教育法令の国語講読の目標を具現化した教材としての国語教科書である。副読本や文芸読本も、実際に国語教室で使用され、なかには国語読本よりも積極的に活用されたものも多い。そうした文芸読本の一つに芥川龍之介編『近代日本文芸読本』全五集がある。この読本は、その編集内容においてきわめて個性的な存在であり、しかも今日までの文学を読む授業を縛る人間形成をめざした教養主義的な読本とは異質な読本として再評価される必要がある。

『近代日本文芸読本』は、1925（大正14）年11月8日に興文社から発行された。各310頁前後、菊判、背布装で、定価は1円70銭であった。編者である芥川龍之介の「縁起」「序」を冒頭に、目次と本文、附録から成っている。収録されたのは、明治大正の小説、随筆、日記、戯曲、詩歌、評論、翻訳148篇である（表1）。

収録された作品の内容を見ると、この時期の国語読本と比較して、その名称の示すとおり、より文芸読本らしい色彩を帯びていることに気づかされる。その主な特徴は、1、家族、親子、兄弟に関する作品の多数収録、2、幻想や生死に関わる作品群の存在、3、各集に大まかなテーマ設定、4、学校を含む社会問題言及作品の積極的採用、5、人道主義的な問題群の提示、6、近代日本の風物の紹介、7、近

代短歌・俳句・詩史を俯瞰する作品配列，8，古典に話材を拾った作品の配置，9，文芸や文体に関する作品の紹介，10，読本採用の多い著名国文学者の作品の除外という点にある。

龍之介は、「近代日本文芸読本」縁起」の前半で、次のように書く。

「僕は大正十二年九月一日、即ち大地震のあつた当日に友人神代種亮氏の紹介により、書肆興文社の石川氏から「近代日本文芸読本」を編纂してくれろと言ふ依頼を受けた。何でも石川氏の計画によれば、明治大正の諸作家の作品を集めた副読本の選集を出版したいと言ふことだつた。」

興文社から依頼された当初は、中学各学年対応副読本として編集され、文部省検定を受けるはずであった。龍之介は、その事情を「縁起」に続けて書く。

「近代日本文芸読本」は始は文部省の検定を受け、学校用副読本になる筈だつた。けれども検定を受ける為には有島武郎、武者小路実篤両氏の作品を除かなければならぬ。両氏の作品を除くことは勿論天下の好奇心を刺激し、両氏の著書の発行部数を百倍せしめるのに違ひない。僕は何もその売れ行きに異存を持つてゐる次第ではなかつた。しかし「近代日本文芸読本」は「近代日本文芸読本」にしたかつたから、やはり両氏の作品は保存することに決定した。が、この時にも石川氏は快く僕の意見を容れ、「では検定を受けないことにしませう」と即座に初志を撤回した。これは石川氏には易々たる犠牲ではなかつたであらう。」

検定合格のために、有島武郎、武者小路実篤の作品を除かなければならないことが条件となつたが、「近代日本文芸読本」は「近代日本文芸読本」にしたかつたから、やはり両氏の作品は保存することに決定した⁽⁴⁾という。今日の読者の目から見れば、両氏の作品がないと文学史上重要な作家の作品が欠落している印象を受ける⁽⁵⁾。

龍之介の言うように、検定の枠から外れた『近代日本文芸読本』には有島武郎「小さき者へ」が第二集に、武者小路実篤「仏陀と孫悟空」が第一集、「人類愛について」が第三集、「彼が三十の時」が第五集に収められることとなつた。

(2) 『近代日本文芸読本』というカノン

芥川が苦心して編集した『近代日本文芸読本』は、発売当初から不幸な出来事に見舞われた。転載許可などの手続き問題に端を発し、龍之介の印税に疑惑を抱く作家もいた。複雑な経緯をたどることになり、再版されず、予想通りの流通を見ずに終わったと言われている⁽⁶⁾。特に徳田秋声の怒りは激しく、龍之介への悪意を露骨に示した。菊地寛「芥川の事ども」によれば、これが龍之介の死の遠因ともなつたとのことである。⁽⁷⁾

龍之介に無断収録されたと徳田秋声が批判する背景には、人気作家であった、若い世代の龍之介が、文壇の長老をはじめ多数の作家の作品を選定するという行為への批判を読むことができる。

龍之介が、これからの読者層として有望な中等学校生徒向けに、多くの文壇作家の作品を選定する意味は明らかであった。有力な作家が認定する作品群は、カノン(正典)としての意味を持ち始め、それが流通することで、その時代を束ねる規範になる。文壇の長老が、怒りまでいかなくとも何らかの不安を覚えることは十分に想像される。秋声の怒りは、形の上では無断収録への批判であったのだが、実のところは、このカノン化への抵抗であったと考えられる。

学校の教科書に同時代文学が登場し始め、カノン化への恐れはますます強くなったはずである。ハルオ・シラネは「旧制中学・新制高校の教科書は、(中略)多くの場合、帝国大学の指導的教授たちによって編纂されており、カノンがどのようにして制度的権力・権威によって形づくられたかを如実に示している」と述べている。⁽⁸⁾『近代日本文芸読本』をめぐる事件は、こうした国語教科書の動向とも無縁ではなかったのである。この読本も、不幸な事情があったアンソロジーではあったが、大正期から昭和前期にかけて刊行された様々な読本類の一つとして中等学校生徒に同時代の文学を提供する役割を担った。

(3) 『近代日本文芸読本』と国語読本

滑川道夫は、『解説国語教育研究 国語教育史の残響』⁽⁹⁾で、『近代日本文芸読本』について「収録された作品が、以降の中学国語読本(検定教科書)にしだいに登場することになるから、大きな影響をあたえたといわなければならない(中略)戦後の中等学校国語教科書(検定本)にも文学教材が多様に採用されることになる。その背景に近代文学研究と文学教育思潮の隆盛が支えているが、この読本の果たした役割は大きかった」とする。関口安義も「それまでの読本に登場せず、芥川が『近代日本文芸読本』ではじめて採用した作品が、以後の教科書や副読本に姿を見せるという例も多い」と指摘する。⁽¹⁰⁾

筆者の調査でも、第一集収録の近松秋江「郊外小景」は「竹と芭蕉」と題され、第二集収録の長田幹彦「漁場より」は同題名で、『新撰中等国文』(至文堂、藤村作・島津久基編、昭和3年8月)に『近代日本文芸読本』を出典と明示して収録された。また、龍之介自身の「トロッコ」、志賀直哉の「城崎にて」をはじめ、『近代日本文芸読本』に収録された一定作品がのちの国語読本に収録された可能性がある。

例えば、本多秋五は、『志賀直哉(上)』⁽¹¹⁾で『城の崎にて』に関して「私のおぼろ

げな記憶では、芥川龍之介がこの短編を褒めていた。新聞に載った小さな文章である。興文社の『近代日本文芸読本』に関係した文章であったような気がする。」と述べている。

これらの事実は、『近代日本文芸読本』刊行の意義が、他の読本や教科書への影響という、恐らく龍之介の意図を超えてあったことに目を向ける必要があることを教えている。

この文芸読本を手にした当時の中学生は、どのような感想を持ったのであろうか。復刻版『近代日本文芸読本』の案内パンフレット（日本図書センター）に文芸評論家の徳永康元前関西外国語大学教授（故人）の「『近代日本文芸読本』のこと」がその一端を知る資料として貴重である。徳永氏は次のように言う。

「芥川龍之介編『近代日本文芸読本』は、大正末期に中学生だった私たちの世代には大変なつかしい本なのだが、近年は古書街でも、めったに見かけなくなった。（中略）私がこの『近代日本文芸読本』を母親に買ってもらったのは、ちょうどこの本が出版された年、中学一年の時だったが、芥川龍之介という名前を覚えたのもこの文集からだったと思う。／この本によってはじめて文学というものの魅力に目覚めた少年時代の私にとって、その翌年の芥川の自殺はよほど大きな衝撃だったのだろう。避暑地の茅ヶ崎で彼の死のニュースを知った夏の一日のことは、半世紀を過ぎた今でも、まるで昨日のこのように思い出される。」

この一文からも、この読本を手にしたのを契機に文学の魅力を感じ始めた中学生たちがいたことが分かる。

(4) 『近代日本文芸読本』と岩波『国語』

当時の様々な国語教科書が『近代日本文芸読本』の影響を受けた中でも、1933（昭和8）年に出版された岩波書店の中学校教科書『国語』はその影響を強く受けた教科書であった。

編者の西尾実は当代一の国文学者であり、当時の国語教育の先導者でもあった。その西尾が、国語読本の流れをさらに質的に向上させる国語教科書を発行することになった。『国語』の評判は高く、全国の大半の学校で使用されたと言われている。⁽¹²⁾

岩波書店が掲げた「本書の綱領と特色」⁽¹³⁾には、「▽現実日本の認識に立脚し、当来日本の建設を目標とした指導精神の確立。▽国家的民族的自覚を中心とした人間教育資料の集成。▽国語教育に於ける文芸性と国家性との本質的的定位に成る編集体系の樹立。▽国語教育に於ける新領域開拓としての「言語活動」の確認。▽原文尊重と教育的統一とを期した良心的編纂の実現。▽理論と実践の統一に成る懇切精到な

る教授参考書の完備。」を掲げている。この文言にも編者西尾実の教育観がにじみ出ている。

京都帝国大学教授、文学博士である田辺元も、この教科書の編纂の方針について、「新人文主義(ネオヒウマニズム)」と賞賛し、「従来の陳套が一掃せられて清新の気溢れ、浅薄なる教訓は影を潜めて、代りに真の「日本的」なる生命が力強く脈打つ。古きものと新しきものを通じて、如何に多くの美がにじみ出て、如何に高き真実が語られて居るであらう。それは、民族の個性を無視し、歴史を忘れて抽象的普遍の価値を追究せんとした古き人文主義でなくして、飽くまで民族の個性とその歴史とを重んじ、真に独自なる国民性こそ具体的に普遍の価値を有すると信ずる新人文主義を、その編纂方針とする⁽¹⁴⁾」と述べる。

その後、姉妹編『国語女子用』を1938(昭和13)年に刊行するが、時はもはやこうした文芸主義的な教科書の刊行を許さなくなっていた。文部省による『国体の本義』発行に象徴される国民精神総動員の時代へと突入していく。伝統的な自由発行検定制による中等学校教科書の刊行は困難になり、1943(昭和18)年より国定教科書『中等国文』のみの国語教育が行われた。しかし、岩波『国語』の精神は戦後に継承されていった。

各学年2冊全10巻の岩波『国語』の総目次を見ると、ある種の名文主義というようなものに気づく。明治から昭和にかけての優れた小説、評論、随筆、詩歌がずらりと並び、さらに学年進行につれて古典の比重が増している。教材配置を『近代日本文芸読本』と比較すると、共通した文化を感じ取ることができる(表2)。

岩波『国語』の世評は高く、その作品選択に見られる教養主義は、当時この教科書で学んだ中学生に強い影響を与えた。戦後に広く大衆化する岩波文化の基盤のひとつはこうして形成された。また、国語教科書という点でも、岩波『国語』を一つの典型として昭和後期(戦後)の国語教科書作りが始まる。

旧制中学・新制高校の教科書の多くが、帝国大学の指導的教授たちによって編纂され、カノンが制度的権力・権威によって形づくられたと、教科書とカノンとの関わりを指摘した前述のハルオ・シラネの言説に従えば、そのカノン化のききがけが、同時代文学を青年に届けた大正期の国語読本・文学読本類の隆盛であったことになる。龍之介の『近代日本文芸読本』もこうした制度的文脈の中に、編者本人の意図とは別に組み込まれていった。

先に見たように、龍之介は国文学者の作品を読本に入れようとしなかった。文学を業とする者の直観もあったかもしれない。彼らが形作る「国語」の枠組みへの抵抗であったと思われる。

一方で、教養主義の代表となった阿部、和辻、倉田などの論客を積極的に採用したのは、有島や武者小路、啄木や雨雀、師と仰いだ漱石と鷗外、それに第一高等学校時代からの先輩や友人、後輩たちなどの作品を採用し、教養主義論者をも包含した新たな文芸主義の提出という試みが伏在していたのではないかと推測される。人格形成をめざす教養主義をも取り込んでいく文芸実践を行った龍之介らしい編集ぶりである。

このように見てくると、大正、昭和前期に発行された国語読本、副読本、文芸読本には、三種類あったことが分かる。中学校令や教授要目に従い、人格形成をめざす教養主義や道徳主義を貫いた検定合格の国語読本、岩波『国語』のように検定の枠の中において人格形成をめざす教養主義的な読本の性格を残しながらも、文芸の役割を重視した国語読本、『近代日本文芸読本』のように、検定の枠から自由になり、文芸を育てる役割を持った文芸読本という性格の異なる読本が存在したのである。

4 研究の展望

日本の国語教育は、文学教育を内に含むことで成立した。この出発が、国語教育の内容を豊かにしたことも確かである。しかし一方で、文学を読む授業を包み込んだ人格形成をめざす教養主義は国語教育の可能性を狭めることになった。時には、文学教育の目的は、教養を身につけること、つまり人格教育と理解される時期もあった。文学教育以外の分野では、身体表現の教育はなおざりにされ、言語そのものに関する教育も技術技能が強調される一面に傾いた。文学教育に深くまわりついた教養と人格形成は、文学教育を道徳教育へと導く危険性をも孕んできた。この事情は戦後も変わっていない。大正、昭和前期の国語教育に表れた人格形成をめざした教養主義は根強く「国語」教育を縛っている。

その一方で、芥川龍之介編『近代日本文芸読本』という、教養主義と一線を画する文芸実践があった。それは同時代の様々な同人誌や文学結社が創造した文学作品を享受する実践であった。文芸実践によって生み出されてきた文学作品を、編集と普及という、さらなる文芸実践によって享受していかうとしたのである。

文芸実践とは、特定の個人あるいは集団が、文芸を創造し享受し、さらにその後には生み出される再創造への可能性に自覚的になる一連の過程で実行される精神的な営為をさしている。大正、昭和前期の国語教育の可能性として残されたのは、この文芸実践であった。しかし、この実践の可能性は、当時の教育法令が規定した人格形成をめざす教養主義に阻まれてしまった。

「PISA 型学力」論が「国語」教育界を覆いはじめている。しかし、今求められるのは、他国との点数競争ではなく、21世紀型教養観の創造と新しい教科、科目へのパラダイムチェンジである。

芥川龍之介編『近代日本文芸読本』が示した文芸実践としての教養をとらえ直す視点が必要になっている。これを「教養学力から思想学力への転換」と仮説提示している。思想学力は、実践学力である。この実践学力を身につける教科、科目へ再構成するために、「国語教育」から「日本語〔国語〕教育」へと教科名を変更することが必要であると考えられる。

繰り返すが、文学が「国民国家」を構成する人間形成をめざした教養主義に根ざした教育に組み込まれる時代は終焉しようとしている。もともと、「文学」というジャンルに教育上の意味は存在しない。文学が教養の一部であることは間違いない。しかし、そこに人格形成という教育上の課題を持ちこむと、文芸実践の豊かさが失われる。

ある制度の下で、教えられて身につけた「教養」ではなく、自らが他者との関係性を文学を享受し、その精神世界を体験し、他者への共感とまなざし、他者との関係性を見つめる文芸実践として、文学を読む授業のあり方を考察し創造する歴史的な位置にある。⁽¹⁵⁾

注

- (1) 石原千秋『国語教科書の思想』筑摩書房、2005年10月10日
- (2) 小森陽一『小森陽一、ニホン語に会う』大修館書店、2000年4月10日
- (3) リービ英雄『日本語の勝利』講談社、1992年11月29日
- (4) 芥川龍之介編『近代日本文芸読本』が検定を受けなかった事情について、本報告では論の煩雑さを避けるために、詳細について触れなかった。
有島や武者小路の作品が他の教科書に掲載されていることから、この芥川の言説は違う意図を持って書かれている。それは、芥川自身検定制度の枠の外で読本編集にあたりたかったことにあると筆者は推測している。その意図の背景には、「4 研究の展望」で報告した芥川の文芸実践への意欲があると考えられる。詳細は、近刊の「芥川龍之介編『近代日本文芸読本』というカノン」（『国語教育史研究』第8号、2007年3月）で報告する予定である。
- (5) 有島武郎、武者小路実篤の作品が検定上問題になることについて、関口安義は、「心中した作家と「新しき村」での社会主義実践作家の作品は、当時の文部省のお役人の眼鏡にかなわなかったというわけか」と述べている。関口安義『『近代日本文芸読本』解説』復刻版『近代日本文芸読本』第五集（日本図書センター、1981年10月25日）、『芥川龍之介の復活』（洋々社、1998年11月28日）に再録。

- (6) その事情は関口安義『芥川龍之介とその時代』（筑摩書房，1999年3月20日）に詳しい。
- (7) 菊地寛「芥川の事ども」『文芸春秋』1927年9月号
- (8) ハルオ・シラネ（衣笠正晃訳）「カリキュラムの歴史の変遷と競合するカノン」ハルオ・シラネ，鈴木登美『創造された古典—カノン形成・国民国家・日本文学—』新曜社，1998年4月30日
- (9) 滑川道夫『解説国語教育研究 国語教育史の残響』東洋館出版社，1993年8月17日
- (10) 関口安義，前掲書
- (11) 本多秋五『志賀直哉（上）』岩波書店，1990年1月22日
- (12) 井上敏夫編『国語教育史資料第二巻 教科書史』東京法令出版，1981年4月1日
- (13) 岩波書店「本書の綱領と特色」岩波書店「国語」パンフレット裏表紙
- (14) 田辺元「岩波「国語」の特色」岩波書店「国語」パンフレット。本文には「国語特報」に寄せた文章であるという断り書きがある。
- (15) 拙稿「文芸リテラシーを育てる文芸実践」『月刊国語教育研究』406号（2006年2月号），日本国語教育学会

付記

芥川龍之介編『近代日本文芸読本』の内容についての考察は，下記の拙稿で発表してきた。

- 「芥川龍之介編『近代日本文芸読本』第一集について」『国語教育史研究』第3号，59～71頁，2004年12月
- 「芥川龍之介編『近代日本文芸読本』第二集について」『国語教育史研究』第4号，1～15頁，2005年7月
- 「芥川龍之介編『近代日本文芸読本』第三集について」『国語教育史研究』第5号，1～15頁，2006年2月
- 「旧制中等教育における青年期教養形成の研究—文学読本類の分析を通して—」『日本私学教育研究所紀要』第41号(1)145～164頁，2006年3月
- 近刊として，「芥川龍之介編『近代日本文芸読本』というカノン」（『国語教育史研究』第8号，2007年3月）を予定している。

研究集会では，私の拙論について，ご参加くださいました先生方より，貴重なご提言やご批評を賜りました。厚くお礼申し上げます。

表2 岩波「国語」総目次

巻1～巻10

岩波編集部編

東京 岩波書店

1934(昭和9)年8月5日

初版発行

1934(昭和9)年12月20日

訂正再版発行

第1学年 巻一		第2学年 巻三	
1	生きた言葉	1	大和言葉 (五十嵐力)
2	櫻 (芳賀矢一)	2	潮の音(詩) (島崎藤村)
3	曙の富士 (小泉八雲)	3	島四国 (荻原井泉水)
4	明治天皇御製	4	おたまじやくし (島木赤彦)
5	春の使者 (横山桐郎)	5	山の手の家 (中 勘助)
6	峠の茶屋 (夏目漱石)	6	雨 (山口青邨)
7	夕がたの遊 (中勘助)	7	千本松原 (伊藤左千夫)
8	詩二篇 生長 海 (千家元麿)	8	興国の権 (内村鑑三)
9	蜂の巣 (吉村冬彦)	9	日本海の大戦 (官報)
10	山寺 (若山牧水)	10	天徳寺了伯 (湯浅常山)
11	八丈島行幸 (藤原咲平)	11	伊達政宗 (新井白石)
	金言〔漢文教材〕	12	恩師へ(書簡文) (野口英世)
12	蜘蛛の糸 (芥川龍之介)	13	心の小径 (金田一京助)
13	屋根 (志賀直哉)	14	焚火 (志賀直哉)
14	水泳 (飯田蛇笏)	15	金華山 (長塚 節)
15	苺と芙蓉 (正岡子規)	16	雑草 (斎藤茂吉)
16	上高地 (田部重治)	17	昆虫の本能 (ファーブル)
17	空の色 (岡田武松)	18	石をきざむ(和歌)
18	湖畔 霧 道 (杉村楚人冠)		(石川啄木 窪田空穂 木下利玄)
19	良寛さま (北原白秋)	19	霧島山 (橘南谿)
20	愛馬 (櫻井忠温)	20	鴉勒語 (柳田国男)
21	用水 (遭老物語)	21	学者の苦心 (芳賀矢一)
	人〔漢文教材〕		
22	かんにん (柳沢園)		
23	藤樹先生 (橘南谿)		
	実語教〔漢文教材〕		
24	野口博士の少年時代 (野口英世)		
25	国旗		
第1学年 巻二		第2学年 巻四	
1	日本(詩) (山村暮鳥)	1	初旅 (島崎藤村)
2	明治神宮 (溝口白羊)	2	暁鐘 (奥田正造)
3	自然に封する (徳富蘆花)	3	庭前の樾の樹 (浜口雄幸)
	五分時 大海の出日	4	あづさの紅葉(和歌)
	相模灘の落日		(伊藤左千夫)(長塚節)
4	小春の岡 (長塚節)		(島木赤彦)(斎藤茂吉)
5	落葉 (島崎藤村)	5	師の言葉 (武者小路実篤)
6	渡り鳥 (松本亦太郎)	6	青木新兵衛 (室鳩巢)
7	快晴(詩) (河井醉茗)	7	板倉父子 (新井白石)
8	潮待つ間 (幸田露伴)		板倉勝重 板倉重宗
9	父の物語 (新井白石)	8	將軍吉宗 (菊池寛)
	白石朋ヲ薦ム	9	柿二つ (高浜虚子)
	〔漢文教材〕 (原善)	10	夜長(俳句) (正岡子規)
10	親心 (柳澤園)	11	凧 (徳富蘆花)
11	カルサンと米 (島木赤彦)	12	遠望 (吉江喬松)
12	トロッコ (芥川龍之介)	13	文鳥 (夏目漱石)
13	武蔵野日記 (国木田独步)	14	夜叉王(戯曲) (岡本綺堂)
14	時雨(和歌) (前田夕暮)	15	誠 (三浦梅園)
	(若山牧水) (北原白秋)	16	借陰 (貝原益軒)
15	吹雪 (村井弦斎)	17	湖畔の冬 (島木赤彦)
16	勿来の関(戯曲) (岡本綺堂)	18	銀線を描く (浦松佐美太郎)
17	両雄の会見 (小笠原長生)	19	創始者の苦心 (杉田玄白)
18	人間エディスン (澤田謙)	20	二宮尊徳の幼時 (富田高慶)
19	蟹気楼 (橘南谿)	21	西郷の一言 (勝海舟)
20	庭の黒土 (相馬御風)	22	天 (西郷隆盛)
21	犬ころ (長谷川二葉亭)	23	厨子王 (森鷗外)
22	国史に還れ (徳富蘇峰)	24	神国の首都 (小泉八雲)
	実祚無窮〔漢文教材〕		

第3学年 巻五	第4学年 巻七	第5学年 巻九
1 道 (芳賀矢一)	1 結晶の力 (島崎藤村)	1 読書に就いて (小泉八雲)
2 道を知れる者 (吉田兼好)	2 日本絵画の特性 (和辻哲郎)	2 大和国原 (武田祐吉)
3 極東に於ける第一日 (小泉八雲)	3 狩野芳崖 (岡倉覚三)	3 倭建命 (古事記)
4 春三題 (吉村冬彦)	4 法隆寺 (高浜虚子)	4 万葉集抄
5 吉野の桜 (吉田紘二郎)	5 歌の響 (島木赤彦)	5 平安京 (藤岡作太郎)
6 熊野落 (太平記)	6 水の音 (和歌) (西行)	6 かぐや姫 (竹取物語)
7 正行の参内 (太平記)	7 戯作三昧 (芥川龍之介)	7 都鳥 (伊勢物語)
8 熊王の発心 (吉野拾遺)	8 源氏物語論 (本居宣長)	8 宇多の松原 (紀貫之)
9 国上山 (和歌) (良寛) (橘曙覧) (平賀源内)	9 平重盛 (平家物語)	9 古今集抄
10 墨汁一滴 (正岡子規)	10 福原落 (平家物語)	10 須磨の秋 (紫式部)
11 山上の靈気 (松本亦太郎)	11 寒山拾得 (森鷗外)	11 春は曙 (清少納言)
12 非凡なる凡人 (国木田独步)	12 随筆の説 (五十嵐力)	12 道長の幼時 (大鏡)
13 乃木大将の殉死 (徳富蘇峰)	13 ゆく川の流 (鴨長明)	13 法成寺の造営 (榮華物語)
14 故郷の花 (平家物語)	14 法師の話 (吉田兼好)	14 源信僧都の母 (今昔物語)
15 小枝の笛 (平家物語)	15 学問 (松平定信)	15 新古今集抄
16 扇的 (平家物語)	16 雅文四篇 隅田川の雨 (橘 千蔭)	16 中世の文学 (岡崎義恵)
17 水郷 (北原白秋)	曇る夜の月 (村田春海)	17 光顯卿の参内 (平治物語)
18 仏法僧 (高浜虚子)	砧を聞く (清水浜臣)	18 大原御幸 (平家物語)
19 仁王 (夏目漱石)	夜学 (中島広足)	19 新島守 (増鏡)
20 詩二篇 風 (島木赤彦)	17 俚諺論 (大西祝)	20 日野の閑居 (鴨長明)
風 (北原白秋)	18 ケーベル先生 (夏目漱石)	21 只今の一念 (吉田兼好)
21 翼 (吉江喬松)	19 万物の声と詩 (北村透谷)	22 隅田川 (謡曲) (宝生謠本)
22 隅田川の水 (島崎藤村)	20 斑鳩宮 (詩) (三木露風)	23 能面の表情 (野上豊一郎)
23 ツェッペリン伯号を迎へて	21 月の兎 (良寛)	
	22 籠安寺の庭 (荻原井泉水)	
第3学年 巻六	第4学年 巻八	第5学年 巻十
1 秋 (網島梁川)	1 都市美論 (佐藤功一)	1 制作の方法 (小泉八雲)
2 神ほぎ (詩) (蒲原有明)	2 巴里通信 (島崎藤村)	2 近世の文学 (藤村作)
3 村下村塾 (徳富蘇峰)	3 中宮寺の観音 (和辻哲郎)	3 馬追三吉 (近松門左衛門)
4 天寵 (森鷗外)	4 東洋の詩境 (夏目漱石)	4 大晦日 (井原西鶴)
5 芸能逸話 (古今著聞集)	5 奥の細道 (松尾芭蕉)	5 幻住庵の記 (松尾芭蕉)
6 芭蕉の臨終 (花屋日記)	6 陽炎 (俳句) (松尾芭蕉)	6 俳文二篇 奈良国贊 蓼花巷記 (横井也有)
7 雑煮 (俳句) (与謝蕪村)	7 蕉風 (藤岡作太郎)	7 みとり日記 (小林一茶)
8 不動智 (沢庵)	8 鉢の木 (戯曲) (観世謠本)	8 物学び (本居宣長)
9 労働 (内村鑑三)	9 長柄堤の決別 (坪内逍遙)	9 月の前 (上田秋成)
10 愛国者福沢諭吉 (小泉信三)	10 象山と松陰 (徳富蘇峰)	10 芳流閣 (滝沢馬琴)
11 アインシュタイン (吉村冬彦)	11 人臣の道 (北島親房)	11 五重塔 (幸田露伴)
12 米国の一面 (厨川白村)	12 哲人の養成 (安倍能成)	12 鹽原 (尾崎紅葉)
13 鎮西八郎為朝 (保元物語)	13 浄火 (阿部次郎訳)	13 山庵雑記 (北村透谷)
14 元寇 (三宅雪嶺)	14 人間ゲーテ (茅野斎々)	14 自然主義の文学 (島村抱月)
15 日蓮上人 (高山樗牛)	15 進軍 (八代幸雄)	15 肯定観の文学 (岩城準太郎)
16 檜原峠越 (大島亮吉)	16 大和民族の固有性 (五十嵐力)	16 秋露 (夏目漱石)
17 狐塚 (狂言) (続狂言記)	17 舞へ舞へ蝸牛 (歌謡) (梁塵秘抄)	17 高瀬舟 (森鷗外)
18 井伊大老 (戯曲) (中村吉蔵)	18 茶の宗匠 (岡倉覚三)	18 愚禿親鸞 (西田幾多郎)
19 出蘆 (詩) (土井晩翠)	19 人道 (二宮翁夜話)	19 国文学の精神 (久松潜一)
20 人間の価値 (安倍能成)	20 手首の問題 (吉村冬彦)	20 生涯稽古